

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項及び第801条第3項に定める書面)

令和3年8月1日

株式会社エイチーム
株式会社エイチームライフスタイル

令和3年8月1日

吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社エイチーム
代表取締役 林 高生

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社エイチームライフスタイル
代表取締役 間瀬 文雄

株式会社エイチーム（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エイチームライフスタイル（以下「承継会社」といいます。）は、令和3年5月13日付で、令和3年8月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割に関する会社法（以下「法」といいます。）第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに同法施行規則（以下「規則」といいます。）第189条及び第201条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（規則第189条第1号、同第201条第1号）
令和3年8月1日
2. 分割会社における法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（規則第189条第2号）
 - (1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割において、分割会社に対して法第784条の2の規定による差止請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 法第785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は、法第784条第2項に基づく簡易吸収分割に該当するため、法第785条の規定による手続を行っておりません。

- (3) 法第787条の規定による手続の経過
分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、法第787条の規定による手続は行っていません。
- (4) 法第789条の規定による手続の経過
分割会社は、法第789条第2項及び第3項の規定により令和3年6月21日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、同条1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに法第797条及び第799条の規定による手続の経過（規則第189条第3号、同第201条第3号）
- (1) 法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割において、承継会社に対して法第796条の2の規定による差止請求をした株主はいませんでした。
- (2) 法第797条の規定による手続の経過
本件吸収分割は、法第796条第1項に基づく略式吸収分割に該当するため、法第797条の規定による手続を行っていません。
- (3) 法第799条の規定による手続の経過
承継会社は、法第799条第2項の規定に従い、令和3年6月21日付けの官報により、債権者に対して公告を行い、また同日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いましたが、同条1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第189条第4号、同第201条第4号）
承継会社は、効力発生日である令和3年8月1日をもって、分割会社が営む事業の一部である「ラルーン」の名称で運営するアプリに関して有する一切の権利義務を承継いたしました。本件吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額（概算値）は31百万円、負債の額（概算値）は1百万円です。
5. 法第923条の変更登記をした日（規則第189条第5号、同第201条第5号）
分割会社及び承継会社は、令和3年8月2日に本件吸収分割による変更登記申請を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項(規則第189条第6号、同第201条第6号)
該当事項はありません。

以 上